

	質問	回答
	【区域指定・法の概要】	
1	規制区域の指定はいつですか？	三重県では、盛土規制法に基づく規制区域を令和7年5月26日に指定し、運用を開始する予定です。
2	規制区域の範囲はどこで確認できますか？	基礎調査結果にて、規制区域案をHPに公開しています。 https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200178.htm
3	自分の土地が規制区域に入ったら、どのような手続きが必要ですか？	盛土・切土や擁壁などの工事を行わない限り、特に手続きは必要ありません。一方で、規制区域内では、土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課せられます。自分の土地の盛土等が周囲に危険を及ぼさないよう注意してください。
4	施行中の工事の許可の有無は、どのように見分けられますか？	許可対象の工事である場合、許可取得後にインターネット上で公表されるほか、工事中は現場に標識が設置されます。
5	担当の窓口はどこか。	関連する他法令を所管する部局で対応することになります。問い合わせ先一覧をご確認ください。 https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001181806.pdf
6	規制区域内ですでに実施している工事がありません。許可や届出は必要ですか？	区域指定日から21日以内（令和7年6月16日まで）に、一定規模以上の施工中の工事について、土地の形質の変更又は土石の堆積の届出が必要です。
7	許可申請を行うのは誰ですか？	工事主（盛土等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者）です。
8	許可の技術基準を確認する方法は？	許可申請等の手続きについて「許可申請の手引き」を公開する予定です。また技術基準の詳細については、「盛土等防災マニュアルの解説」や「三重県盛土規制法に基づく技術マニュアル」をご確認ください。
9	工事現場で発生した土石をその工事現場内に一時的に置く場合や、工事現場で使用する土石をその工事現場内に一時的に置く場合も許可が必要ですか？	工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、基本的には許可不要です。ただし、一部例外がありますので、担当の窓口でご確認ください。
10	どんな罰則がありますか？	無許可行為や命令違反については、懲役3年以下または罰金1000万円以下が課され、法人の場合は重科措置により3億円以下が規定されています。
	【区域指定・法の概要】	
11	擁壁を設置するため、掘削の段階で許可対象規模の切土盛土が生じますが、許可は必要ですか？	現況と計画後のレベル（高低差）で許可の要否を判断するため、設置の過程で発生する切土盛土については考慮しません。
12	既存の擁壁を撤去し、新たに擁壁を設置する場合は、許可対象となりますか？	許可の対象となる可能性があるため、担当の窓口にご相談ください。
13	都市計画法の開発許可と盛土規制法の許可それぞれが許可対象の場合、両方取得が必要ですか？	都市計画法第29条の許可を受けたものは、盛土規制法の許可をうけたものとみなす規定が存在しますので、都市計画法の第29条の許可のみで問題ありません（一部盛土規制法の規制がかかります）。開発許可担当の窓口にご相談ください。

【適合証明について】		
14	建築確認において、盛土規制法の許可が必要のない工事について、適合証明の添付は必要ですか？	原則として、設計者が図面等の資料により、当該計画が許可不要なものであることを示してください。ただし、許可権者でなければ許可の要否の判断が困難であるなど、適合証明により対応する場合があります。また、設計者による許可要否の判断の助けとなるようチェックシートを公表しておりますので、ご活用ください。 https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/HP/m0168200164.htm
【中間検査・定期報告】		
15	中間検査を受検し忘れた場合は、完了検査を受けることができないのでしょうか？	受けることはできません。
16	中間検査は複数回に分けて行うことは可能ですか？	複数回に分けておこなうことは可能です。すべての特定工程について確認する必要があり、その都度中間検査合格証を交付しますので、交付を受けた範囲しか特定工程後の工程（排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋設する工程）に進むことはできません。
17	中間検査を受検すれば、次の工事工程を進めてよいのでしょうか？	中間検査を受検後ではなく、中間検査合格証の交付後でなければ、特定工程後の工程（排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋設する工程）には進めません。
18	定期報告はいつ提出が必要ですか。	許可日より3カ月以内毎に提出してください。3カ月以内に工事が完了する場合は、報告は不要です。